

## （本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 11月の主な発刊書籍一覧（私法部門）
3. 11月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）
4. 発刊書籍＜解説＞

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

## 【民法】

## (1) 最二判平成14年11月8日 最高HP 平成12年（受）第1556号 損害賠償請求事件

医薬品添付文書に過敏症状と皮膚粘膜眼症候群の副作用がある旨記載された薬剤の継続的投与によって患者に本件症候群を発症させ失明の結果をもたらしたことについての医師らの過失の有無は、当時の医療上の知見に基づき、本件薬剤により過敏症状の生じた場合に本件症候群に移行する可能性の有無、程度、移行を具体的に予見すべき時期、移行を回避するために医師の講ずべき措置の内容等を確定し、これらを基礎として、本件医師らが上記の注意義務に違反したのか否かを判断して決められなければならないから、これらを何ら確定することなく、本件医師らに本件症候群の発症を回避するための本件薬剤の投与中止義務違反等はないものと判断し、本件医師らの過失を否定した原判決には、違法がある。

## (2) 東京高判平成12年12月27日判タ1095号176頁〔平成12年（ネ）第2837号、平成12年（ネ）第3134号 保証金等返還請求本訴・同反訴請求控訴・同附帯控訴事件〕

オフィスの賃貸借契約については一般に賃貸物件のクロスや床板、照明器具などを取替え、場合によっては天井を塗り替えることまでの原状回復義務を課する旨の特約が付される場合が多く、市場性原理と経済合理性の支配するオフィスの賃貸借では賃借人の使用方法によって額が大幅に異なり得る原状回復費用を予め賃料に含めて徴収する方法を採らずに、賃借人が退去する際に賃借人に負担させる旨の特約を定めることが経済的にも合理性があるとし、新築のオフィスの賃貸借において「賃貸借契約が終了するときは、賃借人は、賃貸借期間終了時までには造作その他を賃貸借契約締結時の原状に回復しなければならない。」と付された条項に基づき、賃借人は賃借当時の状態にまで現状回復して建物を賃借人に返還する義務があるとされた事例

## (3) 東京高判平成13年5月30日判タ1095号225頁〔平成9年（ネ）第984号 損害賠償請求控訴事件〕

出生時の低酸素状態により頭蓋内出血が生じ、新生児に脳性麻痺等の後遺障害が残存した場合に、分娩前における医師の帝王切開術の施行義務及び他の医療機関への転送義務を否定したが、分娩後の他の医療機関への転送義務を認めて、医師に対する損害賠償請求を認容した事例。

## (4) 東京高判平成14年3月28日判時1793号85頁 東京高裁平成12年（ネ）4323号

銀行が意思無能力者との間で貸付などを行った際に、その妻が署名の代行等を行ったケースにおいて、借主の判断力の程度は、本来、貸主である銀行が確認すべきであるなどとし、妻には、担当者から借主の判断能力について特に確認を求められていないにもかかわらず自らその程度を明らかにする義務があるとはいえないが、虚偽の内容を積極的に明らかにした場合には、その行為は違法となるとした事例。

## (5) 東京地判平成13年11月21日金法1658号95頁 平成11年（ワ）第18573号

1 詐害行為に該当することを認識しながら債権譲渡を受け、その後当該債権譲渡についての詐害行為取消訴訟の継続中に当該債権の回収を行ったとしても、違法であるとはいえないとされた事例。

2 債権譲渡を詐害行為として取り消す判決が確定した後に、その確定判決に基づき、譲渡された債権を差し押さえ、取立訴訟を進行する過程で、同債権が詐害行為取消訴訟の判決確定前に受益者に対する弁済等により消滅していたことが判明した場合には、改めて価格賠償請求することが許される。

## (6) 福井地裁武生支判平成14年3月12日判時1793号120頁 福井地裁武生支部平成11年（ワ）1号

警報装置はあるが、それが作動していない踏切において、電車と自動車とが衝突した事故において、警報装置の不動作を確認せず、徐行、警笛吹鳴などをせずに漫然電車を進行させた運転士に過失があったとして鉄道会社の使用者責任を認めつつ、自動車運転者にも本件踏切切りの安全確認を怠った過失があったとして5割の過失相殺をした事例。

## (7) 東京地判平成14年3月29日判時1795号119頁 平成13年（ワ）12519号

訴訟を望んでいた本人が、調停を選択した弁護士を解任した場合に、双方に帰責事由があるとし、みなし成功報酬特約ではなく民法648条3項を類推適用し、支払済み着手金199万円のうち事務処理の程度に応じて50万円を超える部分の返還を認めた事例。弁護士の説明義務違反が認定された。

## 【商事法】

## (8) 最一判平成14年11月5日 最高HP平成11年（受）第1136号 死亡保険金支払請求権確認請求事件

死亡保険金請求権は、指定された保険金受取人が自己の固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産を構成するものではないし、また、被保険者の死亡時に初めて発生するもの

であり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価の関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないものであって、死亡保険金請求権が実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることできないから、自己を被保険者とする生命保険契約の契約者が死亡保険金の受取人を変更する行為は、民法1031条に規定する遺贈又は贈与に当たらず、これに準ずるものでもない

(9) 東京地判平成14年4月25日判タ1098号84頁、平成11年(ワ)第28165号、損害賠償請求事件

大型リゾート施設の開発・運営プロジェクトに対しておこなった追加融資が、同プロジェクトの破綻により回収不能となったことから、原告たる本件銀行が、上記追加融資を担当した被告に対して、取締役の善管注意義務違反を理由とする損害賠償請求をしたという事案。

本件追加融資をおこなった被告の判断は、当該状況下において合理的と考えられる情報収集・分析、検討を怠り、追加融資を打ち切る場合の損失に比し、追加融資を行う場合の回収不能によるリスクを著しく過小に評価し、衡量判断を誤ったものであり、取締役として許容された裁量を逸脱した善管注意義務違反がある。

(10) 東京地判平成13年8月28日判タ1095号246頁〔平成12年(ワ)第19078号 不正競争行為差止等請求事件〕

「第三者に対する告知が、訴訟提起の事実や当該訴訟における自己の請求の内容や事実的主張、法律的主張の内容を説明するという限度を超えて、当該相手方を根拠なく誹謗中傷する内容にわたる場合には、当該誹謗中傷部分が不正競争行為に該当することがある」と判示されたうえで、自己の提起した訴訟の内容・背景等を説明した記者会見における発言の一部が、不正競争防止法2条1項13号(当時)の虚偽の事実の告知に該当するとされた事例。

#### 【知財】

(11) 東京高判平成14年6月19日判時1794号119頁 平成12年(行ケ)第413号・審決取消請求事件

不使用による商標登録取消審判及びその審決に対する取消訴訟において、商標権者が登録商標の使用の事実を証明したか否かが争われ、審決取消訴訟の判決が、その点において審決とは逆の判断を示して審決を取り消した後、再度の審判手続において、特許庁が当該取消判決の拘束力に従って、その点につき当該取消訴訟と同様の判断をし、それに基づいて再度の審決をした場合においては、その再度の審決に対する再度の審決取消訴訟において、上記拘束力に従った再度の審決の判断が誤りであると主張立証することは、許されないものと解すべきである。

(12) 東京高判平成14年9月6日判時1794号3頁・平成12年(ネ)第1516号・損害賠償請求本訴・著作権確認請求反訴控訴事件(2002年10月7日法務速報17号10番で紹介済)

テレビコマーシャルソング「どこまでも行こう」(甲曲)の作曲家小林亜星及びその著作権者である控訴人金井音楽出版が、テレビの番組「あっぱれさんま大先生」のエンディング・テーマ「記念樹」(乙曲)の作曲家である被控訴人服部克久に対し、乙曲は甲曲を編曲したものであると主張して、著作権(編曲権)侵害による損害賠償を求めた事案で、

1. 「編曲」とは、既存の著作物である楽曲に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が原曲の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物である楽曲を創作する行為をいうものと解するのが相当である。

2. 具体的な事案を離れて「表現上の本質的な特徴の同一性」を論ずることは相当でないというべきであり、原曲とされる楽曲において表現上の本質的な特徴がいかなる価値に見だし得るかをまず検討した上、その表現上の本質的な特徴を基礎付ける主要な要素に重点を置きつつ、双方当事人の主張する要素に着目して判断するほかはない。そして、旋律を有する通常の楽曲に関する限り、著作権法上の「編曲」の成否の判断において、相対的に重視されるべき要素として主要な地位を占めるのは、旋律であると解するのが相当である。

3. 乙曲は、その一部に甲曲にはない新たな創作的な表現を含むものではあるが、旋律の相当部分は実質的に同一しい得るものである上、旋律全体の組立てに係る構成においても酷似しており、旋律の相違部分や和音その他の諸要素を総合的に検討しても、甲曲の表現上の本質的な特徴の同一性を維持しているものであって、乙曲に接する物が甲曲の表現上の本質的な特徴を直接感得することができるものというべきである。

4. 甲曲は、昭和40年代から乙曲の作曲された当時(平成4年)にかけての時代を我が国で生活した大多数の者によく知られた著名な楽曲であって、甲曲と乙曲の旋律の間には乙曲が甲曲に依拠したと考えるほか合理的な説明ができないほどの上記のような顕著な類似性があるほか、被控訴人が乙曲の作曲以前に甲曲に接したであろう可能性が極めて高いことを示す客観的事実があり、これを否定すべき事情として被控訴人の主張するところはいずれも理由がなく、他の的確な反証がないことを併せ考えると、乙曲は、甲曲に依拠して作曲されたものと推認するのが相当である。

5. 日本音楽著作権協会の使用料規程及び分配規程に基づく著作物使用量の徴収及び分配の実務は、音楽の著作物の利用の対価額の実事上の基準として機能するものであり、著作権法114条2項に規定する相当対価額を定めるに当たり、これを一応の基準とすることには合理性があると解される。

(13) 東京高判平成14年10月29日 裁判所HP 平成14(ネ)2887等 著作権 民事訴訟事件

ホームページ上の掲示板に文章を書き込んだ文章の一部を複製(転載)して書籍を作成し、出版、販売頒布した行為は著作権を侵害するとして原判決を不服として控訴を提起した事案。

控訴人は、「匿名で書込みをし、その内容について責任追及を困難にすることを選んだ以上、その書込みについて著作権等の権利を主張することは許されない」と主張

したが、裁判所は「確かに、例えば、他人の名誉を毀損するなど、その内容について法的な責任を追及されるような内容のインターネット上の書込みを匿名でした者が、他方で、その書込みについて権利を主張することが、権利の濫用などを理由に許されない」とされる場合があり得ることは、否定できない。しかしながら、そのような場合があり得るからといって、その理屈をインターネット上の書込み一般に及ぼし、およそ匿名で行った書込みについては、内容のいかんを問わず、権利行使が許されないなど解することができないことは明らかである。」として、控訴人の主張を退けた。

(14) 東京地判平成14年11月18日 裁判所HP 平成14(ワ)6247 著作権 民事訴訟事件  
被告がベン・ダン・コーポレーションに対して本件著作物の登場人物である「鉄人28号」をTシャツに複製して製造販売させたアメリカ合衆国内の行為は、アメリカ合衆国著作権法に基づいて有する著作権を侵害すると主張して、原告は侵害行為の差止めと損害賠償を求めたが、被告がアメリカ合衆国に住所を有する法人であること、及び本件につき応訴していないので、我が国の国際裁判管轄を認めることはできないとして本件訴えを却下した。

#### 【民事手続】

(15) 最二判平成14年6月7日金法1657号32頁（2002年7月1日法務速報14号22番で紹介済） 平成13年（受）第1662号

債権の仮差押え後本執行による差押えの効力が生じるまでの間に第三債務者が被差押え債権を弁済した場合において、債権者が仮差押えを取り下げたときは、仮差押えによって第三債務者につき生じていた弁済禁止の効力はさかのぼって消滅し、第三債務者は被差押え債権の弁済をもって債権者に対抗することができる。

最三判平成14年10月22日 最高HP 平成13年（受）第1567号 配当異議事件

共同抵当の目的となった数個の不動産の代価の同時配当に当たり、1個の不動産上にその共同抵当に係る抵当権と同順位他の抵当権が存在するときは、まず、当該1個の不動産の不動産価額を同順位各抵当権の被担保債権額の割合に従って案分し、各抵当権により優先弁済請求権を主張することのできる不動産の価額（各抵当権者が把握した担保価値）を算定し、次に、民法392条1項に従い、共同抵当権者への案分額及びその余の不動産の価額に準じて共同抵当の被担保債権の負担を分けるべきものである。

(16) 最二決平成14年10月25日 最高HP 平成14年（許）第11号 競売手続一部取消及び停止決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件

物上保証人所有の不動産に対する競売手続において、債務者の所在が不明であるため開始決定の債務者への送達が公示送達によりされた場合には、民訴法113条の類推適用により、同法111条の規定による掲示を始めた日から2週間を経過した時に、債務者に対し民法155条の通知がされたものとして、被担保債権について消滅時効の中断の効力を生ずる。

(17) 東京地判平成14年2月27日金法1656号60頁 平成13年（ワ）第12419号

破産者が、債権の存在を知って債権者名簿に記載しなかった場合のみならず、記載しなかったことが過失に基づく場合にも、当該債権については、免責されない。

#### 【社会法】

(18) 大阪高判平成12年11月21日判タ1098号161頁 平成12年（行コ）第9号、労災保険不支給処分取消請求控訴事件

一般に当該労働者の遂行した業務内容が過重な業務とはいえないときでも、その性質や当該時点における具体的遂行状況等から、客観的にみて、発病後直ちに必要な安静を保つことや治療を受けることが困難で、引き続き業務に従事せざるを得ないという状況に置かれていた場合には、その業務によって自然的経過を超えて増悪した疾病の結果による死亡等には、当該業務に内在する危険があるものとして、業務起因性を認めるのが相当である。

#### 【公法】

(19) 最三小判平成14年6月11日判タ1098号104頁 平成10年（行ツ）第158号、土地収用補償金請求事件

土地収用法71条（事業の認定の告示の時における相当な価格を、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した上で、権利取得裁決の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて、権利取得裁決の時における補償金の額を決定するとの内容）は、十分な合理性があり、憲法29条3項には違反しない。

(20) 最二判平成14年11月22日 最高HP 平成10年（オ）第2190号 国籍確認等請求事件

国籍法2条1号が、子が日本人の父から出生後に認知されたことにより出生時にさかのぼって法律上の父子関係が存在するものとは認めず、出生後の認知だけでは日本国籍の生来的な取得を認めないものとしていることには、合理的根拠があり、胎児認知された非嫡出子と出生後に認知された非嫡出子との間で、日本国籍の取得について不当な差別をするものではなく、憲法14条に違反しない。

(21) 最一判平成14年10月24日 最高HP 平成12年（行ヒ）第174号 裁決取消請求事件

行政不服審査法14条1項本文の規定する「処分があったことを知った日」というのは、処分がその名あて人に個別に通知される場合には、その者が処分のあったことを現実知った日のことをいい、処分があったことを知り得たというだけでは足りないが、都市計画法における都市計画事業の認可のように、処分が個別の通知ではなく告示をもって多数の関係権利者等に画一的に告知される場合には、そのような告知方法が採られている趣旨にかんがみて、上記の「処分があったことを知った日」というのは、告示があった日をいうと解するのが相当である。

(22) 大阪高判平成13年11月1日判時1794号39頁・判例タイムズ1098号148頁・平成12年（行コ）第111号・相続税更正処分等取消請求控訴事件

相続税法の課税原則、一定財産に対する非課税制度の趣旨・目的、措置法70条1項、2項の内容、構造等にかんがみると、措置法70条2項にいう「公益を目的とする事業の用に供していない場合」とは、租税回避行為のほか、当該贈与の対象となった財産をその性格にしたがって当該事業の用に供するために実際に使用収益処分していない場合をいうものと解される。そして、評価基本通達による大会社にあたる株式会社の取引相場のない株式が相続人により公益法人に贈与されたが、贈与の日から2年を経過した日までにこの株式につき配当がなく、他に使用収益処分されていない場合には措置法70条2項にいう「公益を目的とする事業の用に供していない場合」に該当し、相続税を課すべきである。

(23) 名古屋高判平成13年12月11日判時1795号117頁 平成13年(ネ)587号

夫が妻を殴ったところ、妻は子供を連れて家を出をした。そこで夫が残されたメモを手がかりに区役所に妻子保護の事実の有無を問い合わせたところ、回答できないとの回答を受けたので、親権の行使を妨げた違法があるとして国家賠償請求した事例。一番は親権行使を制約してもやむを得ない事情が認められないとして請求を一部認容したが、本判決は、担当職員が親権の行使を妨げたと認めることはできないとし、また夫の暴力から避難した妻を保護するためには夫に情報開示すべきでないこと、地方公務員にはもともと守秘義務があること、DV法で被害者の安全と秘密保持に十分配慮すべきと規定されていることなどから、夫に対して子の保護の事実を開示すべき義務があるとはいえないと判示し、請求を棄却した。

(24) 東京地判平成12年11月8日判タ1095号117頁〔平成10年(ワ)第6838号 損害賠償請求事件〕

土地の購入を予定していた者が、国の国道工事事務所に対し都市計画道路の位置についての照会をしたところ、当該事務所の職員が誤った回答をしたために、購入予定地には都市計画道路が掛からないものと誤信して当該土地を購入し、その結果損害を受けたとして国に国家賠償法に基づく賠償請求をした事件において、当該請求の一部が認められた事例。

#### 【刑事法】

(25) 最二決平成14年10月21日 最高HP 平成13年(あ)第1277号 住居侵入、窃盗、有印私文書偽造、同行使、詐欺、建造物侵入被告事件

預金通帳は、それ自体として所有権の対象となり得るものであるにとどまらず、これを利用して預金の預入れ、払戻しを受けられるなどの財産的な価値を有するものと認められるから、他人名義で預金口座を開設し、それに伴って銀行から交付される場合であっても、刑法246条1項(詐欺罪)の財物に当たる。

(26) 最二決平成14年10月22日 平成10年(あ)第252号 収賄被告事件

中央省庁の幹部職員の不作為について収賄罪における職務関連性を認めるためには、何らかの行政措置を採るべき作為義務が存在する場合でなければならないと解すべき根拠はないとして、職務関連性が認められた事例

(27) 大阪高判平成12年12月14日判タ1098号228頁、平成12年(う)第1038号、道路交通法違反幫助、道路運送車両法違反被告事件

黒色カーフィルムを用いて作成した文字を透明アクリル板表に貼り付け、その裏面に白色塗料を吹き付けるなどして、速度違反自動監視装置(オービス)による写真撮影を困難にする「スペシャルナンバー」と証する自動車登録番号標類似物を製造した行為について、道路運送車両法98条1項に規定する自動車登録番号票の偽造罪をもって処断した例。

(28) 東京高判平成13年10月16日判タ1098号226頁、平成13年(う)第835号、商標法違反、関税法違反事件)

登録商標に類似する商標が付された本件偽造クレジットカード用のプラスチックカード2000枚を本邦内に持ち込んだ点について、登録商標権者に指定役務を提供させようとしている関係者に引き渡す目的で類似商標を輸入する行為は、当罰性の高い行為ではあるが、商標法78条、37条4号の輸入罪を構成するものではない。

(29) 和歌山地決平成12年12月20日判タ1098号101頁 平成10年(わ)第465、500、532、580号、詐欺、殺人未遂、殺人被告事件の証拠採用決定

検察官の本件立証は、起訴されていない類似事実によって起訴にかかる犯罪事実を立証しようとするものであるから、原則として許されないが、特殊な手口等により犯罪事実の犯人と被告人との同一性を証明する場合や、犯罪事実についての目的、動機等の主観的要件を証明する場合には、事案の特殊性や審理の状況に鑑み、例外的に認められる場合もあるとして証拠採用決定をした事例。

#### 【その他】

(30) 最三判平成14年10月29日 最高HP 平成12年(受)第612号 自動車引渡等請求事件

自動車が広範囲な運行の用に供されている場合は、当該自動車が利用の過程でたまたま物理的に所在している地の法を準拠法とするよりも、その利用の本拠地の法を当該自動車の所在地法として、これを準拠法とするほうが妥当であるが、権利の得喪の原因事実が完成した当時において運行の用に供し得ない状態の自動車については、一般の動産と同様に、当該自動車が他国の仕向地への輸送の途中であり物理的な所在地の法を準拠法とするのに支障があるなどの事情がない限りは、物理的な所在地の法を準拠法とすることが妥当である。

(31) 東京地判平成14年3月15日金法1657号34頁 平成12年(行ウ)第291号

弁護士Xが依頼者Yから刑事事件の弁護を受任し、Xにおいて、Yからの着手金及び被害者への弁償金等の委任事務処理費用を管理するための口座として「甲法律事務所弁護士X・Y預り金口」名義の普通預金口座を開設し、その後、同預金口座にYから着手金及び弁償金等の委任事務処理費用が振り込まれた場合に、当該預金がXに帰

属するとされた事例。

---

#### 11月の主な成立法令一覧

---

種類 提出回次 番号  
議案件名

- ・閣法 154 35  
警備業法の一部を改正する法律  
・・・暴力団員と密接な関係にある者等を警備業者等の欠格事由に追加する法律
- ・閣法 155 6  
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律  
・・・一般職の国家公務員の俸給月額および各種手当の額の改定を行う法律
- ・閣法 155 7  
特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律  
・・・特別職の職員の給与額の改定を行う法律
- ・閣法 155 67  
中小企業信用保険法の一部を改正する法律  
・・・中小企業者に対する事業資金の融通のため、特定中小企業者の範囲の拡大を行う法律
- ・閣法 155 68  
中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律  
・・・中小企業の設立の容易化を図るため株式会社及び有限会社の最低資本金の制限の特例を設ける法律

---

#### 11月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

---

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

- ・牧野和夫編著 中央経済社 170頁 ¥2600  
遺伝子ビジネスの特許戦略 ・・・★
- ・村瀬孝子・高田 剛・小出一郎 商事法務 448頁 ¥3600  
これからの株式制度新株予約権の実務
- ・太田達也 中央経済社 266頁 ¥2400  
設例と図解で解かる 不良債権の法務・会計・税務
- ・角田大憲 商事法務 128頁 ¥1300  
平成14年商法改正事項 委員会設置会社導入の手引き
- ・企業法学会編 商事法務 320頁 ¥6800  
企業法学 2002 Vol.9
- ・木村一夫 中央経済社 320頁 ¥4500  
ケーススタディ／企業組織再編税制 会社分割 商法・会計・税務の調整と処理方法
- ・木村一夫 中央経済社 320頁 ¥4500  
ケーススタディ／企業組織再編税制 合併・現物出資・事後設立 商法・会計・税務の調整と処理方法
- ・末永敏和・吉本健一 中央経済社 220頁 ¥2600  
新コーポレート・ガバナンスの読み方・考え方 平成14年商法改正対応
- ・中山信弘ほか編 商事法務 291頁 ¥3200  
電子商取引に関する準則とその解説 ITに対応した新しいルール形成の試み ・・・★
- ・日本租税理論学会編 法律文化社 238頁 ¥4200  
租税理論研究叢書 12 連結納税制度の検証

---

#### 11月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

- ・佐藤篤士監訳 敬文堂 304頁 ¥5500  
ガーイウス法学提要

・大野真義 世界思想社 360頁 ¥3900  
刑法の機能と限界

・片岡寛光 早稲田大学出版部 262頁 ¥3800  
公共の哲学

・工藤達朗 中央大学出版部 536頁 ¥6000  
日本比較法研究所研究叢書 60 ドイツの憲法裁判

・ドイツ対案グループ著 光藤・高橋他訳 成文堂 224頁 ¥5000  
犯罪被害の回復 対案・損害回復

・憲法理論研究会編 敬文堂 258頁 ¥2800  
憲法理論叢書 10 法の支配の現代的課題

・森田寛二 信山社出版 312頁 ¥7600  
行政改革の違法性

・フランス憲法判例研究会編 信山社出版 484頁 ¥4800  
フランス憲法判例

---

#### 発刊書籍<解説>

---

- ・遺伝子ビジネスの特許戦略  
米国を中心に確立されつつある遺伝子特許ビジネスに関する時事書。章立ては米国・欧州・日本の比較研究のようであるが、問題の経緯等について詳述されているのは米国のケースのみであり、欧州に関してはクレームケースの紹介、現行法における（特許）成立要件と基準を示すにとどまっている。1章における遺伝子とその特許性の解説は専門分野以外にも解かり易い説明となっている。
- ・電子商取引に関する準則とその解説 ITに対応した新しいルール形成の試み 電子商取引に関する準則についての逐条的解説書。すべての内容について予測される論点を掲げ、考え方を提示した上で説明を加えている。また、説明のすべてに適用される現行法の解釈と条文が明記されているため、実務書としても研究書としても大変有用である。準則に関する章の完全英訳版も収録されている。資料編についても、近時の関連諸法（電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律・等）の逐条解説が付録されており、当該分野に関係する方には必携の一冊である。

---

(C) Copyright (財) 日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。

---